

福岡県公報

平成25年6月18日
第3505号

目次

告示(第1003号-第1010号)

- 県営土地改良事業の工事の完了 (農村森林整備課) …………… 1
- 「福岡県の希少野生生物-福岡県レッドデータブック 2011-」及び「福岡県の希少野生生物-福岡県レッドデータブック 2011-普及版」の販売代金の収納の事務の委託 (自然環境課) …………… 1
- 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置及び構造等の変更の許可の申請の概要 (環境保全課) …………… 2
- 道路の区域の変更 (道路維持課) …………… 8
- 道路の供用の開始 (道路維持課) …………… 8
- 道路の区域の変更 (道路維持課) …………… 8
- 道路の供用の開始 (道路維持課) …………… 8
- 道路の供用の開始 (道路維持課) …………… 9

公告

- 意見公募手続を実施しなかった理由等の公示 (保護・援護課) …………… 9
- 競争入札参加者の資格等 (総務事務センター) …………… 9
- 一般競争入札の実施 (教育庁高校教育課) …………… 11
- 二級建築士の懲戒処分について (建築指導課) …………… 14
- 二級建築士事務所の監督処分について (建築指導課) …………… 14

公安委員会

- 教習指導員審査の実施について (警察本部運転免許試験課) …………… 14
- 駐車監視員資格者講習の実施について (警察本部駐車対策課) …………… 15

収用委員会

○土地収用法の規定に基づき通知すべき書類の保管 (用地課) …………… 17

告示

福岡県告示第1003号

県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第3項の規定により次のように公告する。

平成25年6月18日

福岡県知事 小川 洋

県営土地改良事業の名称	工事を完了した時期
農業用排水施設整備事業(筑後東部第2期地区)	平成24年3月19日

福岡県告示第1004号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、「福岡県の希少野生生物-福岡県レッドデータブック 2011-」及び「福岡県の希少野生生物-福岡県レッドデータブック 2011-普及版」の販売代金の収納の事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成25年6月18日

福岡県知事 小川 洋

委託先	所在地	委託期間
株式会社紀伊屋書店 福岡本店	福岡市博多区博多駅中央街2番1号 博多バスターミナル6階	平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで
株式会社ジュンク堂書店	神戸市中央区三宮町一丁目6番18号	平成25年4月1日から 平成26年2月28日まで
株式会社積文館書店	福岡市南区大楠二丁目23番5号	平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで
株式会社福岡金文堂	福岡市中央区天神二丁目9番110号	平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで
政府刊行物普及株式会社	福岡市中央区天神四丁目5番17号	平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで

MARUZEN博多店	福岡市博多区博多駅中央街1番1号 JR博多シティ8F	平成25年4月1日から 平成26年2月28日まで
------------	-------------------------------	-----------------------------

福岡県告示第1005号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項及び第8条第1項の規定に基づく特定施設の設置及び構造等の変更の許可の申請があったので、同法第5条第4項（同法第8条第3項において準用する場合を含む。）の規定によりその概要を次のように告示する。

当該特定施設を設置すること及び当該特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成25年6月18日から平成25年7月8日までの間、福岡県環境部環境保全課及び苅田町民生部環境保全課において公衆の縦覧に供する。

平成25年6月18日

福岡県知事 小川 洋

- 申請者の住所、名称及び代表者の氏名
住 所 福岡県宮若市上有木1番地
名 称 トヨタ自動車九州株式会社
代表者の氏名 取締役社長 二橋 岩雄
- 事業場の所在地及び名称
所 在 地 福岡県京都郡苅田町鳥越町9番2
名 称 トヨタ自動車九州株式会社 苅田工場
- 設置しようとする特定施設に関する事項

種 類	水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)別表第1の65に掲げる施設 (酸又はアルカリによる表面処理施設)
能 力	18分/個
工事着手予定年月日	許可後
工事完成予定年月日	許可後
使用開始予定年月日	許可後

使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	6～24時 16時間（昼休み2時間）		
使用時間の季節的変動の概要	なし		
特定施設の使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	項 目	通 常	最 大
	水素イオン濃度	－	9～10
	生物化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	－	3,000
	化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	－	3,500
	浮遊物質 (mg/ℓ)	－	500
	窒素含有量 (mg/ℓ)	－	100
	りん含有量 (mg/ℓ)	－	50
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (mg/ℓ)	－	10,000
	大腸菌群数 (個/cm ³)	－	2,000
汚水量 (m ³ /日)	0	0.7	

種 類	水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)別表第1の65に掲げる施設 (酸又はアルカリによる表面処理施設)		
能 力	0.9分/個		
工事着手予定年月日	許可後		
工事完成予定年月日	許可後		
使用開始予定年月日	許可後		
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	6～24時 16時間（昼休み2時間）		
使用時間の季節的変動の概要	なし		
特定施設の使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	項 目	通 常	最 大
	水素イオン濃度	－	9～10
	生物化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	－	3,000
	化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	－	3,500
	浮遊物質 (mg/ℓ)	－	500

窒素含有量 (mg/l)	-	100
りん含有量 (mg/l)	-	50
ノルマルヘキサン抽出物 質含有量 (mg/l)	-	10,000
大腸菌群数 (個/cm ³)	-	2,000
汚水量 (m ³ /日)	0	0.7

種 類	水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)別表第1の65に掲げる施設 (酸又はアルカリによる表面処理施設)		
能 力	0.9分/個		
工事着手予定年月日	許可後		
工事完成予定年月日	許可後		
使用開始予定年月日	許可後		
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	6～24時 16時間(昼休み2時間)		
使用時間の季節的変動の概要	なし		
特定施設の使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	項 目	通 常	最 大
	水素イオン濃度	-	9～10
	生物化学的酸素要求量 (mg/l)	-	3,000
	化学的酸素要求量 (mg/l)	-	3,500
	浮遊物質 (mg/l)	-	500
	窒素含有量 (mg/l)	-	100
	りん含有量 (mg/l)	-	50
	ノルマルヘキサン抽出物 質含有量 (mg/l)	-	10,000
	大腸菌群数 (個/cm ³)	-	2,000
	汚水量 (m ³ /日)	0	0.7

種 類	水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)別表第1の65に掲げる施設 (酸又はアルカリによる表面処理施設)		
-----	---	--	--

能 力	1.8分/個		
工事着手予定年月日	許可後		
工事完成予定年月日	許可後		
使用開始予定年月日	許可後		
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	6～24時 16時間(昼休み2時間)		
使用時間の季節的変動の概要	なし		
特定施設の使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	項 目	通 常	最 大
	水素イオン濃度	-	9～10
	生物化学的酸素要求量 (mg/l)	-	3,000
	化学的酸素要求量 (mg/l)	-	3,500
	浮遊物質 (mg/l)	-	500
	窒素含有量 (mg/l)	-	100
	りん含有量 (mg/l)	-	50
	ノルマルヘキサン抽出物 質含有量 (mg/l)	-	10,000
	大腸菌群数 (個/cm ³)	-	2,000
	汚水量 (m ³ /日)	0	0.8

種 類	水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)別表第1の65に掲げる施設 (酸又はアルカリによる表面処理施設)		
能 力	1.8分/個		
工事着手予定年月日	許可後		
工事完成予定年月日	許可後		
使用開始予定年月日	許可後		
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	6～24時 16時間(昼休み2時間)		
使用時間の季節的変動の概要	なし		

特定施設の 使用時において 当該特定施設 から排出され る汚水等の汚 染状態の通常 の値及び最大 の値	項 目	通 常	最 大
	水素イオン濃度	-	9～10
	生物化学的酸素要求量 (mg/l)	-	3,000
	化学的酸素要求量 (mg/l)	-	3,500
	浮遊物質 (mg/l)	-	500
	窒素含有量 (mg/l)	-	100
	りん含有量 (mg/l)	-	50
	ノルマルヘキサン抽出物 質含有量 (mg/l)	-	10,000
	大腸菌群数 (個/cm ³)	-	2,000
	汚水量 (m ³ /日)	0	0.8

種 類	水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)別表第1の65に掲げる施設 (酸又はアルカリによる表面処理施設)		
能 力	1分/個		
工事着手予定年月日	許可後		
工事完成予定年月日	許可後		
使用開始予定年月日	許可後		
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	6～24時 16時間 (昼休み2時間)		
使用時間の季節的変動の概要	なし		
特定施設の使 用時において 当該特定施設 から排出され る汚水等の汚 染状態の通常 の値及び最大 の値	項 目	通 常	最 大
	水素イオン濃度	-	9～10
	生物化学的酸素要求量 (mg/l)	-	3,000
	化学的酸素要求量 (mg/l)	-	3,500
	浮遊物質 (mg/l)	-	500
	窒素含有量 (mg/l)	-	100
	りん含有量 (mg/l)	-	50

ノルマルヘキサン抽出物 質含有量 (mg/l)	-	10,000
大腸菌群数 (個/cm ³)	-	2,000
汚水量 (m ³ /日)	0	0.15

4 構造等を変更しようとする特定施設に関する事項

種 類	水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)別表第1の65に掲げる施設 (酸又はアルカリによる表面処理施設)		
能 力	0.8分/個		
工事着手予定年月日	許可後		
工事完成予定年月日	許可後		
使用開始予定年月日	許可後		
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	6～24時 16時間 (昼休み2時間)		
使用時間の季節的変動の概要	なし		
特定施設の使 用時において 当該特定施設 から排出され る汚水等の汚 染状態の通常 の値及び最大 の値	項 目	通 常	最 大
	水素イオン濃度	-	9～10
	生物化学的酸素要求量 (mg/l)	-	3,000
	化学的酸素要求量 (mg/l)	-	3,500
	浮遊物質 (mg/l)	-	500
	窒素含有量 (mg/l)	-	100
	りん含有量 (mg/l)	-	50
	ノルマルヘキサン抽出物 質含有量 (mg/l)	-	10,000
大腸菌群数 (個/cm ³)	-	2,000	
汚水量 (m ³ /日)	0	1	
種 類	水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)別表第1の65に掲げる施設 (酸又はアルカリによる表面処理施設)		
能 力	0.8分/個		

工事着手予定年月日		許可後	
工事完成予定年月日		許可後	
使用開始予定年月日		許可後	
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		6～24時 16時間（昼休み2時間）	
使用時間の季節的変動の概要		なし	
特定施設の使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	項 目	通 常	最 大
	水素イオン濃度	－	9～10
	生物化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	－	3,000
	化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	－	3,500
	浮遊物質量 (mg/ℓ)	－	500
	窒素含有量 (mg/ℓ)	－	100
	りん含有量 (mg/ℓ)	－	50
	ノルマルヘキサン抽出物 質含有量 (mg/ℓ)	－	10,000
	大腸菌群数 (個/cm ³)	－	2,000
	汚水量 (m ³ /日)	0	5.5

種 類	水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)別表第1の65に掲げる施設(酸又はアルカリによる表面処理施設)
能 力	0.8分/個
工事着手予定年月日	許可後
工事完成予定年月日	許可後
使用開始予定年月日	許可後
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	6～24時 16時間（昼休み2時間）
使用時間の季節的変動の概要	なし

特定施設の使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	項 目	通 常	最 大
	水素イオン濃度	－	9～10
	生物化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	－	3,000
	化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	－	3,500
	浮遊物質量 (mg/ℓ)	－	500
	窒素含有量 (mg/ℓ)	－	100
	りん含有量 (mg/ℓ)	－	50
	ノルマルヘキサン抽出物 質含有量 (mg/ℓ)	－	10,000
	大腸菌群数 (個/cm ³)	－	2,000
汚水量 (m ³ /日)	0	5.5	

種 類	水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)別表第1の65に掲げる施設(酸又はアルカリによる表面処理施設)		
能 力	0.8分/個		
工事着手予定年月日	許可後		
工事完成予定年月日	許可後		
使用開始予定年月日	許可後		
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	6～24時 16時間（昼休み2時間）		
使用時間の季節的変動の概要	なし		
特定施設の使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	項 目	通 常	最 大
	水素イオン濃度	－	9～10
	生物化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	－	3,000
	化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	－	3,500
	浮遊物質量 (mg/ℓ)	－	500
窒素含有量 (mg/ℓ)	－	100	
りん含有量 (mg/ℓ)	－	50	

ノルマルヘキサン抽出物 質含有量 (mg/ℓ)	-	10,000
大腸菌群数 (個/cm ³)	-	2,000
汚水量 (m ³ /日)	0	2.2

種 類	水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号) 別表第1の65に掲げる施設 (酸又はアルカリによる表面処理施設)		
能 力	0.8分/個		
工事着手予定年月日	許可後		
工事完成予定年月日	許可後		
使用開始予定年月日	許可後		
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	6～24時 16時間 (昼休み2時間)		
使用時間の季節的変動の概要	なし		
特定施設の使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	項 目	通 常	最 大
	水素イオン濃度	-	9～10
	生物化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	-	3,000
	化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	-	3,500
	浮遊物質量 (mg/ℓ)	-	500
	窒素含有量 (mg/ℓ)	-	100
	りん含有量 (mg/ℓ)	-	50
	ノルマルヘキサン抽出物 質含有量 (mg/ℓ)	-	10,000
	大腸菌群数 (個/cm ³)	-	2,000
汚水量 (m ³ /日)	0	0.4	

種 類	水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号) 別表第1の65に掲げる施設 (酸又はアルカリによる表面処理施設)		
能 力	0.4分/個 2基		
工事着手予定年月日	許可後		

工事完成予定年月日	許可後		
使用開始予定年月日	許可後		
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	6～24時 16時間 (昼休み2時間)		
使用時間の季節的変動の概要	なし		
特定施設の使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	項 目	通 常	最 大
	水素イオン濃度	-	9～10
	生物化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	-	2,500
	化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	-	3,000
	浮遊物質量 (mg/ℓ)	-	500
	窒素含有量 (mg/ℓ)	-	50
	りん含有量 (mg/ℓ)	-	30
	ノルマルヘキサン抽出物 質含有量 (mg/ℓ)	-	10,000
	大腸菌群数 (個/cm ³)	-	2,000
汚水量 (m ³ /日)	0	0.4	

種 類	水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号) 別表第1の63イに掲げる施設 (焼入れ施設)		
能 力	0.9分/個 2基		
工事着手予定年月日	許可後		
工事完成予定年月日	許可後		
使用開始予定年月日	許可後		
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	6～24時 16時間 (昼休み2時間)		
使用時間の季節的変動の概要	なし		

特定施設の使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	項 目	通 常	最 大
	水素イオン濃度	-	6～7
	生物化学的酸素要求量 (mg/l)	-	50,000
	化学的酸素要求量 (mg/l)	-	60,000
	浮遊物質 (mg/l)	-	500
	窒素含有量 (mg/l)	-	200
	りん含有量 (mg/l)	-	50
	ノルマルヘキサン抽出物 質含有量 (mg/l)	-	20,000
	大腸菌群数 (個/cm)	-	100
	汚水量 (m ³ /日)	0	1.5

種 類	水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)別表第1の63イに掲げる施設(焼入れ施設)		
能 力	0.9分/個		
工事着手予定年月日	許可後		
工事完成予定年月日	許可後		
使用開始予定年月日	許可後		
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	6～24時 16時間(昼休み2時間)		
使用時間の季節的変動の概要	なし		
特定施設の使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	項 目	通 常	最 大
	水素イオン濃度	-	6～7
	生物化学的酸素要求量 (mg/l)	-	1,000
	化学的酸素要求量 (mg/l)	-	1,500
	浮遊物質 (mg/l)	-	400
	窒素含有量 (mg/l)	-	20
	りん含有量 (mg/l)	-	5

ノルマルヘキサン抽出物 質含有量 (mg/l)	-	200
大腸菌群数 (個/cm)	-	100
汚水量 (m ³ /日)	0	3

5 設置(構造等を変更)しようとする特定施設から排出される汚水等の処理に関する事項

種 類	総合排水処理場				
	生物処理を主とした複合処理方式				
型 式	生物処理を主とした複合処理方式				
構 造	コンクリート構造及び鋼板構造				
主 要 寸 法	35m×20m、25m×10m				
能 力	900m ³ /日				
処 理 方 式	生物処理を主とした複合処理方式				
工事着手予定年月日	既設				
工事完成予定年月日	既設				
使用開始予定年月日	既設				
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	0～24時 24時間				
使用時間の季節的変動の概要	なし				
汚水等の処理施設の使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	項 目	処理前		処理後	
		通 常	最 大	通 常	最 大
	水素イオン濃度	6～10	6～10	6～8	6～8
	生物化学的酸素要求量 (mg/l)	26	70	8	10
	化学的酸素要求量 (mg/l)	25	85	12	15
	浮遊物質 (mg/l)	53	65	16	20
	窒素含有量 (mg/l)	14	25	12	15
	りん含有量 (mg/l)	5	7	0.8	1
	ノルマルヘキサン抽出物 質含有量 (mg/l)	11	25	2	2
	大腸菌群数 (個/cm)	-	-	10	100
汚水量 (m ³ /日)	480	600	480	600	

6 排出水の汚染状態及び量に関する事項

事業場から排出される排出水の排水口		排水口	
当該排水口における汚染状態の通常値及び最大の値	項目	通常	最大
	水素イオン濃度	6～8	6～8
	生物化学的酸素要求量 (mg/l)	8	10
	化学的酸素要求量 (mg/l)	12	15
	浮遊物質量 (mg/l)	16	20
	窒素含有量 (mg/l)	12	15
	りん含有量 (mg/l)	0.8	1
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (mg/l)	2	2
	大腸菌群数 (個/cm)	10	100
	排出水量 (m ³ /日)	480	600

福岡県告示第1006号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年6月18日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
直 方	県道	八木山 若 宮 線	前	宮若市下2163番3先から 宮若市下2163番3先まで	11.6 ～ 16.9	19.0
			後	宮若市下2163番3先から 宮若市下2163番3先まで	11.6 ～ 16.9	19.0

福岡県告示第1007号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成25年6月18日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年6月18日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
直 方	八木山 若 宮 線	宮若市下2163番3先から 宮若市下2163番3先まで

福岡県告示第1008号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年6月18日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
直 方	県道	宗 像 篠 栗 線	前	宮若市三ヶ畑1150番8先 から 宮若市三ヶ畑1150番5先 まで	12.5 ～ 14.5	9.5
			後	宮若市三ヶ畑1150番8先 から 宮若市三ヶ畑1150番5先 まで	31.0 ～ 32.1	9.5

福岡県告示第1009号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成25年6月18日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年6月18日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
直方	宗像線 篠栗	宮若市三ヶ畑1150番8先から 宮若市三ヶ畑1150番5先まで

福岡県告示第1010号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成25年6月18日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年6月18日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
南筑後	385号	柳川市西蒲池1480番2先から 柳川市西蒲池768番2先まで

公 告

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募を実施しないで生活保護法施行細則（昭和52年福岡県規則第48号）の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県福祉労働部保護・援護課に備え置きます。

平成25年6月18日

福岡県知事 小川 洋

1 意見公募手続を実施しなかった理由

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成24年法律第51号）の制定による障害者自立支援法の一部改正に伴い、生活保護法施行細則に定める様式を改正する必要があるものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

2 規則の公布日

平成25年6月18日

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

平成25年6月18日

福岡県知事 小川 洋

1 調達をする物品等又は特定役務の種類

福岡県教育センター電子計算機等賃貸借及び保守業務

2 競争入札参加者の資格

(1) 競争入札に参加することができない者

ア 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
イ 次のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

(ア) 契約の履行に当たり、故意に製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(イ) 競争入札又は競り売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格

の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

- (ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (エ) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- (オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- (カ) (ア)から(オ)までのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの

エ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

オ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

カ 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者

(2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。

- ア 従業員数
- イ 年間売上高
- ウ 自己資本金
- エ 流動比率
- オ 経営年数
- カ 障害者雇用状況
- キ 子育て応援宣言登録

3 競争入札参加資格審査の申請方法等

(1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

- ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）

イ 法人にあつては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあつては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）

オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

カ 法人にあつては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあつては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）

キ 障害者の雇用状況報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障害者を雇用しているときには、障害者の雇用状況調査票（様式第4号）

ク 営業概要表（様式第5号）

ケ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあつては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等

コ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）

サ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）

シ 役員名簿（様式第9号）

ス 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し

セ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿

ソ ISO9000シリーズ及びISO14000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し

タ 子育て応援宣言登録を行っている場合には、子育て応援宣言登録の写し

チ 返信用封筒（380円切手を貼付した長形3号封筒）

(2) 申請書の入手方法

ア 福岡県庁ホームページからダウンロードする。(http://www.pref.fukuoka.lg.jp/)

イ 県民情報センター及び各地区県民情報コーナーに配架する申請書の様式からコピーをとる(コピー代は実費徴収)。

(3) 申請書の提出場所及び申請に関する問合せ先

ア 名称 福岡県総務部総務事務センター調達班

イ 住所 〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

ウ 電話 092-643-3092(ダイヤルイン)

(4) 申請書の受付期間

この公告の日から平成25年6月25日(火曜日)までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 競争入札参加資格審査結果の通知

競争入札参加資格決定通知書により通知(郵送)する。

5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 競争入札参加資格の有効期間

競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから平成25年9月末日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成25年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成25年6月18日

福岡県知事 小 川 洋

1 競争入札に付する事項

(1) 契約事項の名称

福岡県教育センター電子計算機等賃貸借及び保守業務委託契約

(2) 契約内容及び特質等

入札説明書による。

(3) 契約期間

平成25年10月1日から平成30年9月30日まで

(4) 納入場所

入札説明書による。

2 入札参加資格(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格(平成22年1月福岡県告示第17号)」に定める資格を得ている者(競争入札参加資格者名簿(物品)登載者)

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加審査申請書に必要事項を記入の上、平成25年6月25日(火曜日)までに次の(2)の部局へ提出すること。

(1) 申請書の入手先等

ア 福岡県庁ホームページからダウンロードする。

イ 県民情報センター又は各地区県民情報コーナーに配架する申請書の様式からコピーをとる(コピー代は実費徴収)。

(2) 申請書の提出場所及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務センター調達班

〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092(ダイヤルイン)

4 入札参加条件(地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

平成25年7月30日(火曜日)現在において次の要件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、希望業種及び等級が次に該当する者

大分類	中分類	業種名	等級
5	02	電気通信機器	AA
13	08	リース、レンタル	AA

- (2) 当該契約を迅速かつ確実に履行できると認められる者
- (3) 納入しようとする物品等が、1の(2)において示した入札説明書の仕様と適合していることを証する書類（仕様適合説明書）及び入札参加申請書を平成25年7月17日（水曜日）午後2時00分までに提出した者（書式はいずれも入札説明会時に配付する。）
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者
- (5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指定停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者
- 5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称
福岡県教育センター総務課
〒811-2401 福岡県糟屋郡篠栗町高田268
電話番号 092-947-0079
FAX番号 092-947-8082
- 6 仕様等に関する質問の受付
調達物品の仕様に関する質問は、必ず書面（ファックス可）にて平成25年6月26日（水曜日）から平成25年7月1日（月曜日）までの午前9時00分から午後5時00分までに提出すること。
なお、簡易な質問はこの限りでない。
- 7 契約の条項を示す場所
5の部局とする。
- 8 入札説明書の交付
(1) 期間
平成25年6月18日（火曜日）から平成25年7月30日（火曜日）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで

- (2) 場所
5の部局とする。
- 9 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 10 入札説明会
(1) 日時
平成25年6月21日（金曜日）午後1時30分
(2) 場所
福岡県糟屋郡篠栗町高田268
福岡県教育センター産業・情報教育棟 第17研修室
- 11 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法
(1) 提出場所
5の部局とする。
(2) 提出期限
平成25年8月1日（木曜日）午後5時00分
(3) 提出方法
持参（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期限内必着）で行う。
- 12 開札の場所及び日時
(1) 場所
福岡県糟屋郡篠栗町高田268
福岡県教育センター第1研修棟 第1研修室
(2) 日時
平成25年8月2日（金曜日）午前10時00分
- 13 落札者が不在の場合の措置
開札をした場合において落札者が不在ときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により、別に定める日時に再度の入札を行う。ただし、開札の際入札者又はその代理人の全ての同意が得られれば直ちにその場で行う。
- 14 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額（税込金額）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額（税込金額）の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

15 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、13により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

(1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札

(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

(3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札

(4) 所定の場所及び日時に到達しない入札

(5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札

(6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が見積金額（税込金額）の100分の5に達しない入札

(7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

(8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停

止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

(9) 入札書の日付のない入札、又は日付に記載誤りがある入札

16 落札者の決定の方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

17 その他

(1) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。

(2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。

(3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。

(4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。

(5) その他、詳細は入札説明書による。

18 Summary

(1) Contract matter

Hiring and Maintenance of Computer System and Related Equipment

(2) Deadline for Tender

5 : 00 P.M. on August 1, 2013

(3) Contact Point for the Notice

Fukuoka Prefectural Educational Center, 268, Takata, Sasaguri-machi, Kasuyagun, Fukuoka Prefecture, 811-2401, Japan

TEL 092-947-0079

公告

建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第1項の規定に基づき、建築士の業務停止を命じたので、同条第5項の規定により公告する。

平成25年6月18日

福岡県知事 小川 洋

- 処分をした年月日
平成25年5月27日
- 処分を受けた建築士の氏名、その者の二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号

氏名	二級建築士又は木造建築士の別	登録番号
宮崎 由史	二級建築士	福岡県登録第24873号

- 処分の内容
平成25年6月11日から建築士免許の業務停止7月
- 処分の原因となった事実
(株)リバティーホーム二級建築士事務所の業務に関し、建築士たる工事施工者として、建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく「確認済証」の交付を受けずに建築工事を行った。このことは、建築士法第10条第1項第1号に該当する。

公告

建築士法（昭和25年法律第202号）第26条第2項の規定に基づき、建築士事務所の閉鎖を命じたので、同条第4項において準用する同法第10条第5項の規定により公告する。

平成25年6月18日

福岡県知事 小川 洋

- 処分をした年月日
平成25年5月27日
- 処分を受けた建築士事務所の名称等

名称	所在地	開設者の氏名	登録番号等
(株)リバティーホーム二級建築士事務所	久留米市藤光一丁目9番17号	宮崎 由史	二級建築士事務所 福岡県知事登録 第2-50335号

- 処分の内容
平成25年6月11日から建築士事務所の閉鎖7月
- 処分の原因となった事実
(株)リバティーホーム二級建築士事務所の管理建築士である宮崎由史は、平成25年5月27日に福岡県から建築士法第10条第1項の規定により二級建築士免許の業務停止7月の懲戒処分を受けた。このことは、同法第26条第2項第4号に該当する。

公安委員会**福岡県公安委員会告示第153号**

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第99条の2第4項第1号イの規定に基づき、技能検定員審査を実施するので、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号）第2条の規定により、次のように公示する。

平成25年6月19日

福岡県公安委員会

- 審査の種類
技能検定員審査
- 審査に係る運転免許の種類
道路交通法第84条第3項及び第4項に規定する運転免許の種類とする。ただし、小型特殊免許、原付免許、大型特殊第二種免許及び牽引第二種免許を除く。
- 審査の実施年月日時、場所等

日時	項目	場所	審査種別
平成25年7月18日（木曜日） 午前9時から～午後3時まで	技能	福岡市中央区天神4丁目4番27号 天神第二ビル 福岡県指定自動車学校協会	
平成25年7月19日（金曜日） 午前9時から～午後5時まで			

平成25年7月23日（火曜日） 午前9時から～午後5時まで	技 能	久留米市大善寺南1丁目3番3号 大善寺自動車学校	大型・中型 大特・牽引 大型二種 中型二種
平成25年7月26日（金曜日） 午前9時から～午後5時まで		小郡市小郡686-4 小郡自動車学校	普 通 大 自 二 普 自 二 普 通 二 種

4 審査の申請手続等及び受付期間

(1) 審査の申請手続等

ア 審査申請書1部に写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの）、審査自動車を運転することができる運転免許証（仮運転免許証を除く。）の両面を複写したものと及び次の表に掲げる審査手数料を添えて、福岡県警察本部交通部運転免許試験課へ提出すること。

審査に係る運転免許の種類	審査手数料の額
大型免許及び中型免許	23,500 円
普通免許	19,650 円
大型二輪免許、普通二輪免許、大型特殊免許及び牽引免許	14,500 円
大型第二種免許、中型第二種免許及び普通第二種免許	21,850 円

イ 審査細目の一部を免除される者であるときは、一部免除に該当する者であることを証する書面を併せて提出すること。

ウ 審査申請書の用紙は、福岡県警察本部交通部運転免許試験課で交付する。

郵便により審査申請書の用紙を請求する場合は、宛先及び郵便番号を明記して80円切手を貼付した返信用封筒を必ず同封すること。

エ 審査手数料は、福岡県領収証紙により納入すること。

なお、審査申請書を受理した後は、理由の如何にかかわらず審査手数料の返還は行わない。

オ 郵送による審査申請の場合は、必ず郵便書留によること。

(2) 受付期間

ア 審査申請の受付期間は、公示の日から平成25年7月8日（月曜日）までの（福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）に規定する県の休日を除く。）午前8時30分から午後5時15分までとする。

イ 郵送による審査申請の申込みは、公示の日から平成25年7月8日（月曜日）までの消印のあるものとする。

5 その他

- 第二種免許に係る審査受審者については、当該自動車を運転することができる運転免許証、対応する第一種免許に係る技能検定員資格者証及び教習指導員資格者証を受けていること。
- 審査を受ける場合は、自動車運転免許証（仮運転免許証を除く。）を携帯しておくこと。
- 審査に合格した者に対しては、技能検定員審査合格証明書を交付する。
- 審査に合格した者であっても、法第99条の2第4項第2号イからハまでのいずれかに該当する者は、技能検定員資格者証の交付を受けることはできない。
- 審査手続、審査手数料及びその他の問合せは、福岡県警察本部交通部運転免許試験課教習所係に対して行うこと。

連 絡 先 福岡県警察本部交通部運転免許試験課教習所係
郵便番号 811-1392
所 在 地 福岡市南区花畑4丁目7番1号
電話番号 092-566-2892

福岡県公安委員会告示第157号

道路交通法第51条の13第1項第1号イに規定する講習（以下「駐車監視員資格者講習」という。）を次のとおり実施するので、確認事務の委託の手続等に関する規則（平成16年国家公安委員会規則第23号）第6条の規定により公示する。

平成25年6月18日

福岡県公安委員会

1 駐車監視員資格者講習の期日、時間及び場所

講習期日		講習時間	講習場所
講義	平成25年7月25日(木)及び同年7月26日(金)の2日間	午前9時00分 午後5時30分	福岡市博多区吉塚本町13番55号 博多サンヒルズホテル
修了 考查	平成25年8月1日(木)	午前9時00分 午後0時30分	

2 申込み受付期間

平成25年6月24日(月)から平成25年7月12日(金)まで(福岡県の休日を定める条例(平成元年福岡県条例第23号)第1条第1項に規定する県の休日を除く。)の午前9時00分から午後5時45分までの間

3 申込み場所

福岡県警察本部交通部駐車対策課及び福岡県内の警察署(交番、駐在所等では受理しない。)

4 申込みに必要な書類等

(1) 駐車監視員資格者講習受講申込書 1通

上記申込み場所で交付を行うほか、福岡県警察ホームページからも印刷可能

(2) 写真 1枚(6箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3cm×横2.4cm大)

(3) 運転免許証、パスポート等の身分証明書

5 講習受講手数料

19,000円(申込み時に福岡県領収証紙により納付)

6 申込み要領等

(1) 受講申込みは、裏面に氏名及び撮影年月日を記入した写真を所定の位置に貼付し、必要事項を記入した駐車監視員資格者講習受講申込書を持参のうえ、受講者本人が行うこと。

代理人が受講申込みを行うこともできるが、その場合は、受講者本人の委任状及び受講者の身分証明書の写しを併せて持参すること。

(2) 受講可能人員は60人であるので、申込み期間中であっても、定員に達したときは

、申込み受付を締め切る場合がある。

(3) 申込み受付後、福岡県警察本部交通部駐車対策課から受講者あてに駐車監視員資格者講習受講票を郵送する。

7 留意事項

(1) 講習を受講して駐車監視員資格者講習修了証明書の交付を受けても、駐車監視員資格者証の交付申請の際に、道路交通法第51条の13第1項第2号に規定する欠格事由に該当する場合は、駐車監視員資格者証の交付を受けることはできない。

(2) 上記(1)に規定する欠格事由

ア 18歳未満の者

イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

ウ 禁錮以上の刑に処せられ、又は道路交通法第119条の2第1項第3号の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者

エ 集团的に、又は常習的に確認事務の委託の手続等に関する規則(平成16年国家公安委員会規則第23号)第3条各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者

オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの

カ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

キ 精神機能の障害により確認事務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

ク 駐車監視員資格者証の返納を命ぜられ、その返納の日から起算して2年を経過しない者

(3) 駐車監視員資格者証を取得しても、確認事務の委託を受けた法人に属さない限り、実際に駐車監視員としての活動を行うことはできない。

8 その他

(1) 受講者は、講習期間中、筆記具及び駐車監視員資格者講習受講票を必ず持参する

こと。

- (2) 講習会場への自家用車による来場を禁止する。
- (3) 講習の詳細については、福岡県警察本部交通部駐車対策課（駐車管理第一係（電話092-641-4141内線5297））に問い合わせること。

収用委員会

福岡県収用委員会告示第4号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第2項の規定に基づき次の者に通知すべき書類は、当収用委員会担当課（福岡県県土整備部用地課）において保管しており、いつでも交付するので、その受領方申し出てください。

なお、当該書類を受領しないときは、平成25年7月9日をもって当該書類の送付があったものとみなされます。

平成25年6月18日

福岡県収用委員会

- 1 事件名
平成24年度福収権第11号事件、平成24年度福収明第11号事件及び平成24年度福収明第12号事件
- 2 事業名
高速自動車国道東九州自動車道新設工事（椎田南インターチェンジ（仮称）から宇佐インターチェンジ（仮称）まで）並びにこれに伴う市道及び町道付替工事
- 3 通知を受けるべき者
 - (1) 豊前市大字松江638番1所在の収穫樹の所有者
後藤あり子、井上清治、小田原夏美、下山初、古屋政則、迫田政子、横尾美津子、中本邦子、溝本輝子、下垣内順子、木村康雄、三浦勝恵、藤木晋、久留島昌子、長谷好男、橋本栄一、田村幸子、竹下五十鈴、中下量人、上王利ツル子及び長田あゆみ並びに豊前市大字松江638番1所在の収穫樹に明認札をもって当該物件を所有する氏名及び住所不明の者
 - (2) 豊前市大字松江638番2所在の収穫樹の所有者
三宅美鈴、楠林ミチ子、柴田ヒロ子、金光優一郎、木戸誠一、渡辺ヒロ子、宮崎

富子、田淵ますみ、高山種世、森祥子及び西岡直智並びに豊前市大字松江638番2所在の収穫樹に明認札をもって当該物件を所有する氏名及び住所不明の者

4 通知すべき書類

平成25年6月18日付け24福収第19号-28、24福収第20号-28「審理の開催について」